

国の審議会等における障害者等の参画状況について

【調査の概要】

国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく審議会等（※1）について、平成24年8月31日時点の「障害者」及び「障害者の家族」（※2）である委員の数を対象に調査を実施。

※1 常設でないもの、調査時点において委員が任命されていないものを含む。

※2 委員本人が「障害者等」（「障害者」及び「障害者の家族」のことをいう。）に該当することを公表していない場合、委員会の庶務を行う府省において委員が「障害者等」に該当することを把握していない場合等については、「障害者等」に該当しないものとして扱った。

【調査結果の概要】¹

（委員について）

- 国の審議会等118のうち、障害者等委員を含むのは2（☆）。
- 国の審議会等の委員約1800人のうち、障害者等委員は17名。
 - ☆ 障害者等委員を含む審議会等
 - 障害者政策委員会（16名）、交通政策審議会（1名）

（専門委員等について）

- 専門委員等（臨時委員、特別委員及び専門委員をいう。以下同じ。）を置く国の審議会等118のうち、障害者等専門委員等を含むのは6（☆）。
- 国の審議会等の専門委員等8000名超のうち、障害者等専門委員等は25名。
 - ☆ 障害者等専門委員等を含む審議会等
 - 障害者政策委員会（7人）、文部科学省独立行政法人評価委員会（1人）、中央教育審議会（10人）、社会保障審議会（1人）、厚生科学審議会（2人）、労働政策審議会（4人）

（以上）

¹ 本調査結果は、内閣府において各府省の協力を得て、障害者政策委員会第3小委員会における審議の用に供するために暫定的に取りまとめたものであり、今後、精査する中で数字は変動しうる。

